

# 情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器の更新に対し、財源措置を講じること。

2. 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国または放送事業者が事業主体となり、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備を促進すること。

特に、新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修、地上デジタル放送の共聴組合に対する施設維持の負担軽減、整備に伴い必要となった電柱共架料の免除・減免措置など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

また、今後、新たに難視聴世帯が認められたときに備え、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援制度を継続すること。